

# 暮らしとJIS



## ■ JISについてもっと知りたいときは…

下記のホームページに詳しい説明が掲載されています。また、「キッズコーナー」では、お子様にもわかりやすく説明されていますのでご利用ください。



上記QRコードからも情報を得られます。  
QRコードは、日本で開発されたもので、  
日本発の国際標準です。  
JIS X 0510 ISO/IEC 18004

日本工業標準調査会 (JISC)

URL : <http://www.jisc.go.jp>

経済産業省産業技術環境局基準認証広報室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL : 03-3501-9232 FAX : 03-3580-1418

E-mail : [jisc@meti.go.jp](mailto:jisc@meti.go.jp) URL : <http://www.meti.go.jp/>

2008年3月

経済産業省

# JISとは?

## JISは日本工業規格のこと

JIS( Japanese Industrial Standards )とは日本工業規格のことで、私たちの身の回りにあるさまざまな鉱工業品の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用や消費の合理化を図ることなどを目的として定められた、ある一定の基準、つまり標準のこと。

例えば、鉱工業品の種類、形式、形状、寸法、構造、品質などの要素や、鉱工業品の生産方法、設計方法、使用方法、試験方法や検査方法などが、標準として定められています。

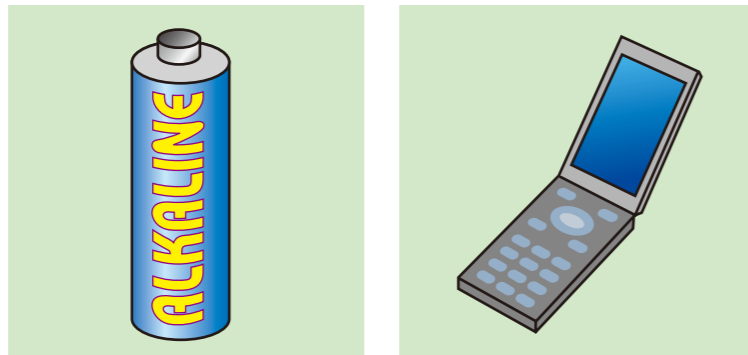
標準を定めること(標準化)は、「互換性の確保」、「品質の確保」、「安全性の確保」などの観点から、私たちの暮らしに必要なものとなっています。

### ■ 互換性の確保とは...

例えば、普段なにげなく利用する「乾電池」は、同じ種類ならば形や大きさが同じなので、基本的にどのメーカーのものを使用してもまったく不都合なく使用できます。

また、「携帯電話の数字キー」は、0から9までの10個の数字の配列が決められており、どのメーカーの携帯電話を使用しても間違えることなく電話をかけることができます。これは、JISによって乾電池や携帯電話の数字キーが標準化されているためです。これが「互換性の確保」ということです。

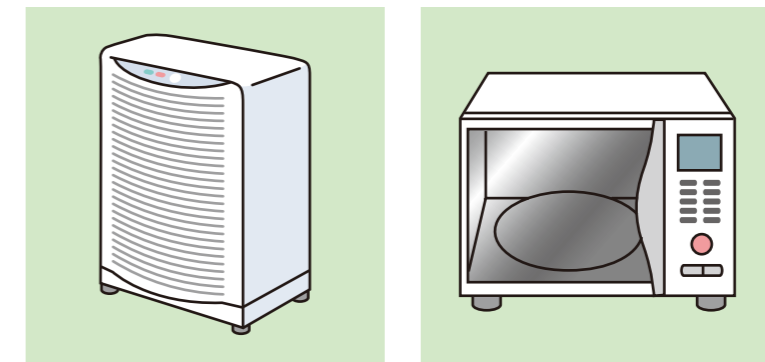
さらに、乾電池、電話の数字キーは国際的にも標準化されているので、海外旅行の時にも困ることがありません。



### ■ 品質の確保とは...

品質を確保するために定められた標準もあります。

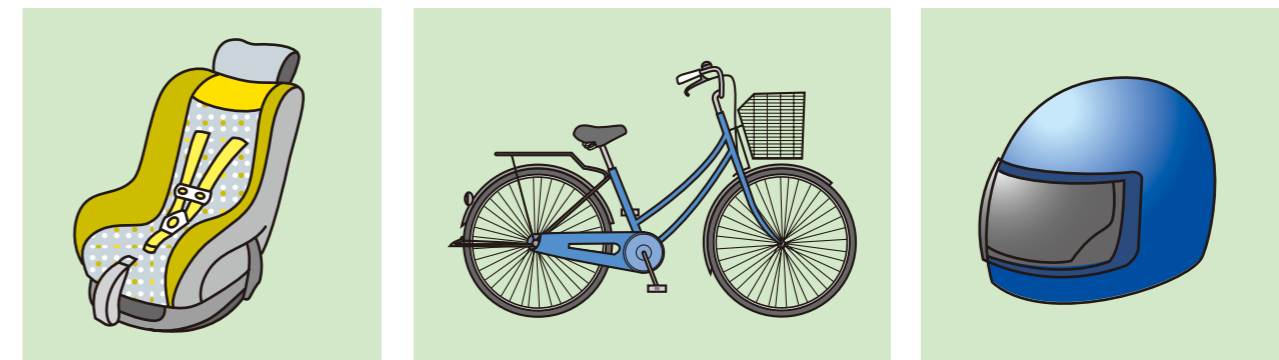
例えば、「除湿機」や「衣類乾燥機」、「電子レンジ」などは、その品質や性能が十分でなければ、私たち消費者は購入する意味がありません。これが「品質の確保」です。



### ■ 安全性の確保とは...

また、現在法律で着用を義務づけられているチャイルドシートは、子供の生命を守るためには不可欠です。しかし、せっかく着用していてもシートそのものの十分な安全性が確保されていなければ、使用する意味がありません。これが「安全性の確保」です。

他にも、自転車やヘルメットなども、この「安全性の確保」の観点から標準が定められています。



# JIS マーク表示制度

## 「JIS マーク表示制度」ってどんな制度？



JISマークがついていることに、どのような意味があるのでしょうか。製品につけられるJISマークは、その製品のJISが定めているルールにすべて合格していることを一目でわかるようにしているのです。これによって、事業者間での取引をやすくしたり、事業者と消費者との間で、顔を合わせて説明されなくても、その製品の品質や安全性などが確保されていることを、みんなが確認することができます。このように、JISマーク表示制度<sup>1</sup>は、製品や技術がJISに合格していることを、JISマークによって証明したり確認したりする制度です。

### JIS マークが表示される製品

JISマークは、どんな製品にも表示できるというわけではありません。JISマークを表示するためには、その元となっているJISがなくてはなりません。JISマークを表示するのに適しているJISは、平成20年1月現在で1,776件です。



### JIS マークを表示できる事業者とJIS マークの表示

誰でも、JISマークを表示できるわけではありません。

製品にJISマークを表示するためには、これを審査する機関(登録認証機関)からJISマークを表示してもよいというお墨付き(認証)を受ける必要<sup>2</sup>があります。

お墨付きをもらった事業者<sup>3</sup>は、製造した製品または技術がJISに適合していることを確認したうえで、JISマークを表示し、製品を出荷することができます。

### JIS マークが表示された製品の販売、購入

出荷された製品にJISマークが表示されていることによって、製品を購入する事業者または消費者は、改めてその製品を検査しなくても、JISに適合していることを一目で確認することができます。

なお、JISマークは、製品の表面や容器または包装、事業者間での取引の際に使われる送り状(納入伝票など)に、簡単に消えないように工夫された方法<sup>4</sup>で表示されます。



※1 JISマーク表示制度は、日本の適合性評価制度の代表例の一つであり、「国に登録された機関(登録認証機関とよばれています)から、JISマーク表示に関する認証を受けた製造業者、加工業者、販売業者、輸入業者が、その製造または販売にかかわる製品、または加工品もしくは技術にJISマークを表示することができる制度」です。

※2 認証を受けていない事業者がJISマークを表示した場合、工業標準化法違反となります。

※3 認証を受けることができる事業者は、製造業者、加工業者、販売業者、輸入業者です。

※4 表示をする場所や製品に合わせて、印刷、焼き付け、吹き付け、浮き出しなどの方法で表示されます。

